

## 決議第5号

### たつの市議会議員政治倫理に関する決議

政治倫理確立のため、「市政が市民の厳粛な負託によるものである」ことを確認し、その担い手たるたつの市議会議員が市民全体の代表者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な規範事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを、ここに表明する。

- 1 私たちは、市民の信頼に値するより高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を絶ち、常に清廉で、すべての言動が市民の注視の下にあることを認識して行動する。
  - (1) 議員の地位を利用していかなる金品も授受しない。
  - (2) 自治会長には就任しない。その他市の行政に直接関連する団体の代表者に就任することを自粛する。
  - (3) 職員の採用及び異動等行政の職務執行に不当に関与しない。

- 1 私たちは、公共の利益を損なうことがないよう特定の個人、企業及び団体の利益誘導等を図る言動を慎み、議員若しくは議員の配偶者若しくはその2親等以内の親族が経営し、又はこれらの者が経営に影響力をもつ法人は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う請負業務及び一般物品契約に関与しない。

- 1 私たちは、議員本来の使命と任務の達成のため、議員としての品位を磨き、高い識見を養うよう努めるとともに、万一、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合には、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明にあたり、その責任を明らかにする。以上、決議する。

平成22年3月2日

たつの市議会